

# 推薦試験 募集要項

## (1) 試験日程

	願書受付期間	試験日	合格発表日
推薦試験	令和6年10月1日(火)～ 令和6年10月7日(月)必着	令和6年10月11日(金)	令和6年10月18日(金)

※願書受付時間は8:30～17:15です。(土、日、祝日は除く)

## (2) 募集定員 各科概ね12名

## (3) 受験資格

次のすべての要件に該当すること

- ア 学校教育法による高等学校（中等教育学校後期課程を含む）を令和7年3月に卒業見込み、または、令和6年度内に卒業した者
- イ 在籍学校長が、職業に必要な技能及びこれに関する知識を積極的に習得しようとする意欲があり、所定の訓練期間を休まず受講する意志があるものとして、責任を持って推薦する者で、専門校への入校意欲が強く、進路希望先の第一位と考えている者
- ウ 全体の学習成績の状況が3.0以上の者
- エ 上に掲げたもののほか、専門校長が推薦試験を実施する訓練科毎に特に必要と認めた要件を満たす者

## (4) 試験方法・提出書類

試験方法	提出書類による選考及び面接試験
試験場所	高崎産業技術専門校
提出書類	1 入校願書（タテ4×ヨコ3cmの写真をはり付けること） 2 入校推薦書 3 進学用調査書 3年1学期又は前期までのもの。ただし、通信制などで当年度の発行が不可能な場合は、発行可能な期間までのものとする。 4 その他、専門校長が必要と認めた書類
入校試験料	2,200円 入校願書に群馬県収入証紙（注1）、又は金融機関で交付された払込書の領収済証明書をはり付けてください。払込書による納付も可能です。希望される方はお問い合わせください。※納付された入校試験料はいかなる理由があっても返還しません。

提出方法	1 持参または郵送とする。 2 郵送の場合は郵便局から簡易書留で郵送してください。その際、受験票の返信のため、住所、氏名及び郵便番号を記入した84円切手を貼付した封筒（「長形3号又は角形8号」）を同封してください。
提出場所	高崎産業技術専門学校に提出してください。 一定の要件を満たせば「雇用保険」や「職業訓練受講給付金」等の給付金が支給されることがあります。該当する方は、入校願書を提出する前に、公共職業安定所（原則、住所又は居所を管轄する公共職業安定所）に相談してから願書を御提出ください。
提出期限	願書受付終了日の17時15分必着

（注1）群馬県証紙販売場所については群馬県ホームページを御覧ください。（下欄にQRコードがあります）

## （5） 入校手続等

入校手続や提出書類に関する詳細については、合格発表の際に連絡します。

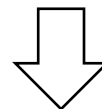
入校料	5,650円（群馬県収入証紙による納付） 群馬県収入証紙の用意ができない方は、お問い合わせください。
諸費用	諸費用については、募集科により異なります。

※ 納付された入校料は、いかなる理由があっても返還しません。

※ 金額は、都合により変更することがあります。

## （6） その他

- ・高等学校等の卒業見込み等で受験した合格者（全ての科）は、令和7年3月31日までに卒業証明書（卒業証書の写し又は出身学校で作成する証明書）を提出していただきます。
- ・独立行政法人 日本学生支援機構による奨学金は利用できません。
- ・外国籍の方で、在留資格等によっては、入校することができない場合があります。詳しくは受験前に当校までお問い合わせください。
- ・公共職業安定所及び群馬県若者就職支援センターからの推薦による試験制度（若者求職者推薦試験）もあります。（定員若干名） 詳細については、当校にお問い合わせください。
- ・群馬県証紙販売場所はこちらを御覧ください。（<https://www.pref.gunma.jp/04/i0110004.html>）



# 試験日スケジュール

(1) 試験会場 高崎産業技術専門学校

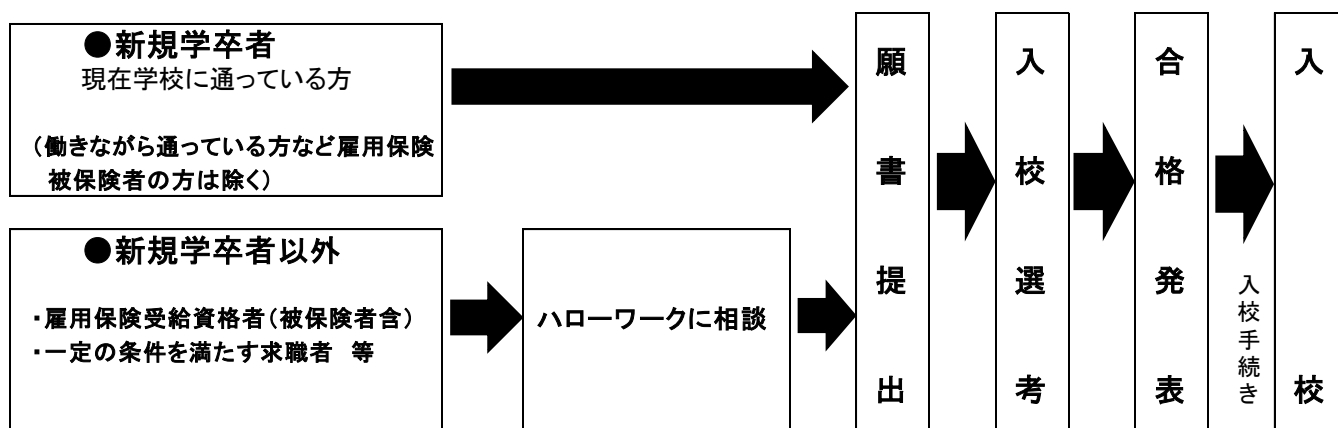
(2) 日 程

推 薦 試 験		
会場入室	8 : 3 0 ~ 8 : 5 0	
試験説明	9 : 0 0 ~ 9 : 1 0	
試験説明	面 接	9 : 1 5 ~
試 験		

※受験人数により試験終了時間が異なります。

※追加試験の会場、スケジュールは変わる場合があります。その他詳細は当校ホームページ等で御確認ください。

## 入校までの基本フロー図



### 応募にあたっての注意！(該当する方はご注意願います)

公共職業安定所(ハローワーク)の受講あっせんにより本校に入校すると訓練期間中、給付金が支給される場合があります。この場合あらかじめ公共職業安定所(原則、住所又は居所を管轄する公共職業安定所)において、職業訓練受講に関わる受講相談を行う必要があります。該当する方は、必ず出願書類を提出する前に、公共職業安定所(ハローワーク)に相談し、手続きした上で願書を提出してください。なお給付に関する詳細は、公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。(当校に願書提出後に受講相談した場合、受講あっせんされないのでご注意ください。)